

社会福祉法人恵北福祉会 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、地域の次世代人材育成に貢献できるように、次のように行動計画を策定します。

◇ 計画期間 令和3年11月1日～令和8年10月31日までの5年間

(次世代育成支援対策推進に関する目標及び対策)

◇ 内容

目標1：法人の「育児・介護休業規程」「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」など、制度の周知や情報提供を行うと共に職員とのコミュニケーションを図る。

<実施内容>

- 令和 3年11月～ 施設内掲示板や回覧にて、制度規程に関し職員に文書等で紹介・周知する。
- 令和 3年12月～ 必要とする職員を把握し支援内容について検討する。

目標2：地元高校などの介護実習を積極的に受け入れ、就業体験機会の提供を通じて、地域の福祉人材育成に協力する。

<実施内容>

- 平成 11年～ 地元高校生などの職場体験・介護実習受け入れを行っており今後も継続していく。

(女性活躍推進に関する目標及び対策)

◇ 内容

目標1：採用応募者の拡大の施策を行い、中途採用の促進、非正規から正規職員への雇用転換を運用して、毎年1名以上の雇用転換をはかる。

<実施内容>

- 令和 3年11月～ 非正規職員の契約期間を考慮し面接相談を実施する。
- 令和 4年 4月～ 職員の生活環境の変化に機敏に対応し、定期的にフォローアップを実施し職員の処遇改善と雇用拡大につなげる。